

補助対象面積の按分方法について(留意事項)

(別添4)

各種事業を実施するにあたり、複合型施設における補助対象面積の按分の確認手順については、以下にお示しするとおりです。
該当施設においては、補助対象面積確認シートにより算出してください。

※他の様式等を使用しても差し支えありません。

■複合型施設の場合の確認手順

複合型施設における共有部分の面積の算定方法は、原則として、各施設の専有部分の面積比による按分とします。

- (1) 各施設の専有部分の面積及び共有部分（玄関や廊下、階段やエレベータ等）の有無を平面図等の図面や事業所からの聞き取り等により確認する。
- (2) 建物の総面積から、各施設の専有面積及び補助対象外部分の面積を引き、共有部分の面積を確定する。
- (3) 面積比按分により、補助対象に含める共有面積を算定する。
- (4) 専有部分の面積に、(3) で算定した共有面積を足して補助対象面積を確定する。

■面積按分の仕方の例（スプリンクラー等整備事業の例）

建物全体の総床面積 984.60㎡（3階建て）

- 1階：屋内駐車場 100.00㎡（補助対象外部分）
①デイサービスセンター 228.20㎡（補助対象外施設）
- 2階：②有料老人ホーム 192.80㎡（補助対象施設）
③小規模多機能型居宅介護事業所 135.40㎡（補助対象施設）
- 3階：②有料老人ホーム 328.20㎡（補助対象施設）

手順1：専有面積の確認

- ①デイサービスセンター 204.60㎡
②有料老人ホーム 495.80㎡
③小規模多機能型居宅介護事業所 117.30㎡

専有面積の合計 ①+②+③ = 817.70㎡

手順2：共有部分の面積の確定

建物の総床面積 984.60㎡ - 専有部分の面積の合計 817.70㎡ -
補助対象外部分（屋内駐車場） 100.00㎡ = 共有部分の面積 66.90㎡

手順3：各補助対象施設にかかる共有面積の算出

- ②有料老人ホーム
共有部分の面積 66.90㎡ × (有料老人ホームの専有面積
495.80㎡ ÷ 専有面積の合計 817.70㎡) = 40.56㎡
- ③小規模多機能型居宅介護事業所
共有部分の面積 66.90㎡ × (小規模多機能型居宅介護事業所の専有面積
117.30㎡ ÷ 専有面積の合計 817.70㎡) = 9.60㎡

手順4：各補助対象施設にかかる補助対象面積の確定

- ②有料老人ホーム
495.80㎡ + 40.56㎡ = 536.36㎡ 小数点以下第一位を四捨五入し、536㎡
- ③小規模多機能型居宅介護事業所
117.30㎡ + 9.60㎡ = 126.90㎡ 小数点以下第一位を四捨五入し、127㎡

■留意点

- ア 複数の施設が併設されている場合、面積比によらず、単純に施設数で割って共有面積を算定することは認められない。
- イ 按分を行わず、共有部分の全ての面積を補助対象として申請することも当然認められない。
- ウ 共有部分の面積が確認できなければ、市町村及び事業者の判断で、専有部分のみで申請することは差し支えない。
- エ 平面図、位置図、写真等（現況及び改修予定箇所が分かるもの）の他、見積書等、費用の算出根拠がわかる書類を添付すること。